

～食べ物と飲み物の持ち込みルールについて～

●面会時の流れ

- ① 食品を持ち込む際（面会者が施設内での飲食を目的とした食品を含む）には、事務所窓口にて食品持込カードを受け取り、何を持ち込んだか記入してください。
- ② フロアーへ行ったらユニット職員に声を掛け、持込食品の内容を伝え、体調等の確認をしてください。
- ③ 帰る前に、何をどれくらい摂取したかを食品持込カードに記入し、職員に渡してください。
また、残った食品は居室に置いていかないでください。基本は当日喫食で、預ける場合は職員に声を掛けてください。

●施設に持ち込むことができる食べ物と飲み物

- ・賞味期限の記載があり、未開封のもの

●施設に預けることができる食べ物と飲み物

- ・賞味期限が面会当日から3日以上未開封のもの

●年間で持ち込むことができない食べ物と飲み物

- ・生魚（魚介類を含む） ・生卵 ・餅 ・団子 ・大福
- ・包丁などの器具を使わなければならない果物等
- ・自宅で作った物（自家製その他、生果物の皮をむいたりカットしたりしたのも含まれます。）

●その他

- 例外として、賞味期限の記載のない果物類（バナナ、みかん、いちご、ぶどう等）は、持込みしても良いですが、当日中に喫食するか、預ける場合は数日以内に食べ切れる量にしてください。
 - 施設までの移動中はできる限り保冷をしてください。（特に夏場）
 - 食事制限をされている方。アレルギーのある方もいる為、他入居者様には提供しないでください。
 - ルールを守れず、そのことが原因で体調を崩された場合については、責任を負いかねます。
- また、持込みを完全禁止とさせていただきます。

令和2年6月15日 千川の杜 感染予防委員会